第八条の見出しを「（生活困窮者の状況の把握等）」に改め、同条を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

都道府県等は、関係機関及び民間団体との緊密な連携を図りつつ、次条第一項に規定する支援会議の開催、地域住民相互の交流を行う拠点との連携及び訪問その他の地域の実情に応じた方法により、生活困窮者の状況を把握するように努めるものとする。

第九条第一項中「ことができる」を「ように努めるものとする」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　支援会議は、当該支援会議を組織している都道府県等に生活保護法第二十七条の三第一項に規定する調整会議又は社会福祉法第百六条の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、生活困窮者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るように努めるものとする。

第十二条第三号中「及び第二項」を削り、「及び生活困窮者一時生活支援事業」を「、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第四号中「第七条第一項及び第二項」を「第七条第二項」に、「生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第十三条第三号中「及び第二項」を削り、「及び生活困窮者一時生活支援事業」を「、生活困窮者家計改善支援事業及び生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第四号中「第七条第一項及び第二項」を「第七条第二項」に、「生活困窮者家計改善支援事業並びに子どもの学習・生活支援事業及び同項第三号に掲げる」を「同項に規定する」に改める。

第十五条第一項第一号中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削り、同条第四項を削る。

第二十二条第一項中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同条第二項中「居住する住宅を賃貸する者」を「居住し、若しくは居住しようとする住宅を賃貸する者その他の関係者」に、「その」を「これらの」に改め、「状況」の下に「又は当該住宅の確保に関する事項」を加え、同条に次の一項を加える。

3　都道府県等は、特定被保護者に対する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者居住支援事業（第三条第六項第二号に掲げる事業に限る。）の実施に関して必要があると認めるときは、生活保護法第五十五条の十一第一項の規定による通知をした保護の実施機関（同法第十九条第四項に規定する保護の実施機関をいう。）に、当該通知に係る特定被保護者に関する事項につき、報告を求めることができる。

第二十三条中「同条第二項各号に掲げる」を「同条第二項に規定する」に改める。

第二十八条中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第二条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業」を「被保護者就労支援事業等」に、「第五十五条の九」を「第五十五条の十」に改める。

第二十七条の二中「及び第五十五条の八第一項」を「、第五十五条の八第一項」に、「を行う」を「及び第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業の」に改める。

「第八章　就労自立給付金及び進学準備給付金」を「第八章　就労自立給付金及び進学・就職準備給付金」に改める。

第五十五条の五の見出しを「（進学・就職準備給付金の支給）」に改め、同条第一項中「教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる」を「、次の各号のいずれかに該当する」に、「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同項に次の各号を加える。

一　教育訓練施設のうち教育訓練の内容その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの（次条において「特定教育訓練施設」という。）に確実に入学すると見込まれる者

二　厚生労働省令で定める安定した職業に確実に就くと見込まれる者その他これに準ずる者として厚生労働省令で定める者

第五十五条の五第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第五十五条の六中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に、「雇主」を「雇主（被保護者を雇用しようとする者を含む。）」に改める。

「第九章　被保護者就労支援事業及び被保護者健康管理支援事業」を「第九章　被保護者就労支援事業等」に改める。

第五十五条の七第一項中「以下」を「第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業に該当するものを除く。以下」に改める。

第九章中第五十五条の九の次に次の一条を加える。

（子どもの進路選択支援事業）

第五十五条の十　保護の実施機関は、被保護者である子どもの進路選択における教育、就労及び生活習慣に関する問題につき、訪問その他の適当な方法により当該子ども及び当該子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をし、並びに関係機関との連絡調整を行う事業（以下「子どもの進路選択支援事業」という。）を実施することができる。

2　第五十五条の七第二項及び第三項の規定は、子どもの進路選択支援事業を行う場合について準用する。

第五十七条から第五十九条までの規定、第六十四条、第六十五条第一項及び第六十六条第一項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第七十条第五号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用

第七十一条第五号中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　その長が第五十五条の十の規定により行う子どもの進路選択支援事業の実施に要する費用

第七十三条第三号中「進学準備給付金費（進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金費（進学・就職準備給付金」に改め、同条第四号中「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改める。

第七十五条第一項第二号中「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　国は、政令で定めるところにより、次に掲げる費用を補助することができる。

一　市町村が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

二　都道府県が支弁した子どもの進路選択支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の三分の二以内

第七十六条の三中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第七十八条第三項中「進学準備給付金の」を「進学・就職準備給付金の」に、「進学準備給付金費」を「進学・就職準備給付金費」に改める。

第八十一条の二第一項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改め、同条第二項中「の効果的」を「並びに子どもの進路選択支援事業の効果的」に改める。

第八十五条第二項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

第八十五条の二中「において」を「及び第五十五条の十第二項において」に改める。

附則第九項及び第十二項中「第七十五条第二項」を「第七十五条第三項」に改める。

別表第一の六の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。